

市民公益活動補償保険のご案内

市民公益活動補償保険とは

市内に活動拠点のある5人以上の市民等で構成された団体の日帰りの活動中に、偶然起きた事故でケガなどを負った場合に保険金を支払う制度です。保険料は全額、枚方市が負担しており、無料で加入できます。

補償対象となる活動

- 自治会等が行う活動・・・各種会議、連絡調整等に関する活動、交通対策、防犯活動、体育祭、祭り、地域清掃、緑化・美化運動など
- 自治会等に参画する各種団体が行う活動・・・子ども会活動、老人会活動など
(例：季節の行事、レクリエーション、グラウンドゴルフなど)

※無償の活動（交通費、材料費などの実費弁償は、無償の範囲に含む）が対象です。

※補償対象となることを目的に自治会等に参画した団体の活動は、対象外とします。

補償内容

賠償責任補償	身体	1人3,000万円、1事故3億円を限度に補償（免責額なし）			
	財物	1事故500万円を限度に補償（免責額なし）			
	受託物	1事故100万円を限度に補償（免責額なし）			
傷害補償	スタッフ	入院	5,000円/日	通院	3,000円/日
		後遺障害	12万円～400万円	死亡	400万円
	参加者	入院	1,500円/日	通院	1,000円/日
		後遺障害	6万円～200万円	死亡	200万円

※賠償責任補償：事故に対し市民団体並びに市民団体の代表者及びスタッフに法律上の責任がある場合に限る。

※スタッフ：団体の活動において、主催者側として準備や運営などに従事する人（市外居住者除く）

※参加者：自治会等及びその参画団体が主催した活動に参加する市民・市内在学者・市内在勤者・市外居住者

※後遺障害補償金は、死亡補償金額に、裏面の別表の割合を乗じた額

- 注
- 傷害補償については、スタッフと参加者で、補償内容が異なります。
 - スタッフの事故として報告があった場合でも、代表者若しくはスタッフとしての活動中であることが確認できない場合は、参加者の活動として取り扱う場合があります。
 - 参加者の往復経路上の事故は対象外です。
 - 自覚症状しかない頸椎捻挫症、いわゆる「むちうち症」または腰痛等で他覚症状のないものは対象外です。
 - 熱中症と考えられるような場合でも、医師の診断が脳疾患等の疾病のものは、対象外です。

保険対象期間

令和6年（2024年）4月1日PM4：00～令和7年（2025年）4月1日PM4：00まで
(申し込みが4月1日以降の場合は、受付日から適用されます)

- 市への事故発生状況報告書等の提出は、事故発生月の翌月末までです。
- 年度の途中で代表者や活動内容に変更があった場合は、必ず市民活動課へ連絡してください。

<お問合せ先>

〒573-8666

枚方市大垣内町2丁目1-20

枚方市役所 市長公室 市民活動課

TEL 841-1273 / FAX 841-5133

E-mail: skatudo@city.hirakata.osaka.jp

保険の登録について

- ① 「令和6年度（2024年度）自治会等代表者報告書 兼 市民公益活動補償保険登録申込書」を市民活動課に提出

令和5年度（2023年度）の市民公益活動補償保険は、令和6年（2024年）4月1日午後4時で満了します。令和6年度（2024年度）自治会等代表者報告書 兼 市民公益活動補償保険登録申込書の提出がない場合は、令和6年（2024年）4月1日からの保険の適用を受けることができませんので、ご注意ください。

なお、令和6年度（2024年度）の代表者の決定に時間を要する場合は、現在の代表者をご報告いただき、後日、代表者が変更された際に、市民活動課までご連絡ください。

- ② 保険の登録

市民活動課に申し込み書類が到着し、不備がなければ、保険の登録が完了します。

- ③ 「保険受付通知書」を送付

「保険受付通知書」は、市民活動課での処理が完了次第、ご報告いただいた令和6年度（2024年度）代表者に郵送します。「保険受付通知書」は保険の登録が完了した確認書類になりますので、受け取られましたら、大切に保管をお願いします。

記入の際の注意事項

- 【1】「令和6年度（2024年度）自治会等代表者報告書 兼 市民公益活動補償保険登録申込書」の表面・裏面にもれなく記入してください。
- 【2】申込書に記入する際は、枠内からはみ出さないよう記入してください。
- 【3】自治会等に参画団体がある場合は、その参画団体についても活動内容、回数を記入してください。
記入された団体については、自治会等に参画する団体とし、その活動を補償対象とします。

◆この保険制度上の自治会の定義

本市内の一定の区域に居住する住民により自主的に組織された団体（自治会と同等の活動を行っていると思われる管理組合等を含む）。具体的には以下のとおり。

- 1、良好な地域社会の維持・形成のための地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていること（予定を含む）。
- 2、規約を定めていること（予定を含む）。

活動中にケガをされた場合

<保険の手続きについて>

事故発生後、速やかに
市民活動課へ事故発生を報告

電話報告も可。報告者は代表者以外の方でも結構です。

市民活動課から、事故発生状況報告書
等を代表者等へ送付

事故発生状況報告に必要な書類

- ①事故発生状況報告書
(代表者とケガされた方の記入が必要)
- ②自治会名簿等
(ケガされた方が自治会等会員又は活動の参加者であることを証明できるもの)
- ③自治会等の活動が原因で起きた事故であることが証明できるもの
(事業計画、事業チラシ等)

事故発生状況報告に必要な書類を
代表者等から市民活動課へ提出

注

事故発生状況報告書等の提出は、ケガをした月の翌月末までが期限ですので、ご注意ください。

※提出していただいた書類は、市民活動課から保険会社へ送付し、以後は保険会社とケガをされた方との手続きになります。

別表（後遺障害補償金）

1. 眼の障害

- (1)両眼が失明したとき【100%】、(2)1眼が失明したとき【60%】、(3)1眼の矯正視力が0.6以下となったとき【5%】
- (4)1眼が視野狭窄（正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう。）となったとき【5%】

2. 耳の障害

- (1)両耳の聴力を全く失ったとき【80%】、(2)1耳の聴力を全く失ったとき【30%】
- (3)1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せないとき【5%】

3. 鼻の障害

- (1)鼻の機能に著しい障害を残すとき【20%】

4. 咀嚼、言語の障害

- (1)咀嚼又は言語の機能を全く廃したとき【100%】、(2)咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すとき【35%】
- (3)咀嚼又は言語の機能に障害を残すとき【15%】、(4)歯に5本以上の欠損を生じたとき【5%】

5. 外貌（顔面・頭部・頸部をいう。）の醜状

- (1)外貌に著しい醜状を残すとき【15%】、
- (2)外貌に醜状（顔面においては直径2cmのはん痕、長さ3cmの線状痕程度をいう。）を残すとき【3%】

6. 脊柱の障害

- (1)脊柱に著しい変形又は著しい運動障害を残すとき【40%】、(2)脊柱に運動障害を残すとき【30%】
- (3)脊柱に変形を残すとき【15%】

7. 腕（手関節以上をいう。）、脚（足関節以上をいう。）の障害

- (1)1腕又は1脚を失ったとき【60%】、(2)1腕又は1脚の3大関節中の2関節又は3関節の機能を全く廃したとき【50%】
- (3)1腕又は1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃したとき【35%】、(4)1腕又は1脚の機能に障害を残すとき【5%】

8. 手指の障害

- (1)1手の母指を指節間関節以上で失ったとき【20%】、(2)1手の母指の機能に著しい障害を残すとき【15%】
- (3)母指以外の1指を遠位指節間関節以上で失ったとき【8%】、(4)母指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき【5%】

9. 足指の障害

- (1)1足の第1の足指を指節間関節以上で失ったとき【10%】、(2)1足の第1の足指の機能に著しい障害を残すとき【8%】
- (3)第1の足指以外の1足指を遠位指節間関節以上で失ったとき【5%】、(4)第1の足指以外の1足指の機能に著しい障害を残すとき【3%】

10. その他身体の著しい障害により終身常に介護を要するとき【100%】

(注1) 第7項、第8項及び第9項の規定中「以上」とは、当該関節より心臓に近い部分をいいます。

(注2) この表に記載のない後遺障害については、この表の区分に準じ、かつ身体の障害の程度に応じて保険会社が割合を決定します。

保険の種類と手続き

※各団体の代表者においては、会員へ保険内容・手続き等の周知をお願いします。

種類	対象となる事故	保 険 金		保険請求手続きと書類	対象とならない事故やケガ
賠償責任補償	<p>市民団体並びに市民団体の代表者及びスタッフ（賠償補償対象者）が市民活動中に発生した事故によってスタッフや参加者又は第三者の生命若しくは身体、財物又は受託物に損害を与え、かつ、法律上の損害賠償責任を負う事故</p> <p>◎被害者が枚方市民でなくても、賠償補償対象者に法律上の責任がある場合は適用となる</p>	<p>身 体○1人3,000万円まで、1事故3億円まで</p> <p>財 物○1事故500万円まで</p> <p>受託物○1事故100万円まで</p> <p>○免責額なし</p> <p>ただし、法令による賠償その他、これに類する給付を受ける場合は、全部または一部免責とする（普通傷害補償についても同様）</p>		<p>速やかに市に事故報告をする。</p> <p>賠償責任に伴うその後の対応については、市及び保険会社と協議する。</p> <p>≪書類≫</p> <p>事故発生状況報告書、保険請求書、医師の診断書、事故証明書、示談書、医療費明細書、その他必要とする書類</p>	<p>○故意または重大な過失による事故</p> <p>○地震等天災による事故</p> <p>○戦争、暴動等による事故</p> <p>○自動車、航空機、船舶の管理・使用・所有に起因する事故</p> <p>○動物による事故</p> <p>○未成年者のみで構成された団体による事故</p> <p>○その他保険約款に定めのある場合の事故</p>
普通傷害補償	<p>市民団体の代表者やスタッフ又は参加者が市民活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故（上記の活動に起因する熱中症・食中毒を含む）</p> <p>◎市民、市内在学者、市内在勤者に適用となる</p> <p>◎スタッフとは、「団体の活動において、主催者側として準備や運営などに従事する人」をいう（市外居住者は除く）</p> <p>◎参加者とは、「市民団体が主催した市民活動に参加する市民・市内在学者・市内在勤者・市外居住者」をいう</p> <p>◎スタッフの事故として報告があった場合でも、代表者若しくはスタッフとしての活動中であることが確認できない場合は、参加者の活動として取り扱う場合がある</p> <p>◎保険適用期間は事故日から180日間であり、それ以降の治療については適用しない</p> <p>◎入院・通院保険金は重複する事はなく、通算して180日</p>	<p>死 亡</p> <p>事故のケガがもとで事故日から180日以内に死亡した場合</p> <p>後遺障害</p> <p>事故の日から180日以内にそのケガにより後遺障害が生じた場合</p> <p>入 院</p> <p>事故によるケガのための入院により医師の治療を受けた場合 ※事故日から180日を限度</p> <p>事故の日から180日以内にそのケガの治療を目的として所定の手術を受けた場合</p> <p>通 院</p> <p>事故によるケガのための通院により医師の治療を受けた場合 ※事故日から180日以内で90日を限度</p> <p>日常生活、または業務に従事することに支障のない程度にまで治った時以降の通院は対象とならない</p>	<p>スタッフ 400万円</p> <p>参加者 200万円</p> <p>共通 死亡額に別表の割合を乗じた額</p> <p>スタッフ 日額 5,000円</p> <p>参加者 日額 1,500円</p> <p>共通 手術の種類に応じて入院保険金の10・20・40倍</p> <p>スタッフ 日額 3,000円</p> <p>参加者 日額 1,000円</p>	<p>①事故報告 事故状況等がわかる会員が、電話等ですみやかに市に連絡し②の用紙を受領</p> <p>②事故発生状況報告書 事故発生月の翌月末までに作成し市に提出。会員名簿または参加者名簿、その他必要な書類を添付</p> <p>③保険金請求書と治療申告書 治療完了後、保険金請求書と治療申告書（保険金請求額が10万円を超える場合は診断書）を保険会社に提出</p> <p>◎傷害保険請求書 本人（または親権者）が作成</p> <p>◎診断書 医師にて記入（10万円を超える請求額または、保険会社から提出を求められた場合に必要）</p> <p>◎治療申告書 本人が記入。診察券または領収書の写しを添付</p> <p>④保険金振込み 保険金査定後本人口座に振込みハガキ等で通知</p>	<p>○故意または重大な過失による事故</p> <p>○自殺、犯罪、闘争行為による事故</p> <p>○脳疾患、疾病または心神喪失による事故</p> <p>○無免許運転、酒酔い運転中の事故</p> <p>○地震等天災による事故</p> <p>○その他保険約款に定めのある場合の事故</p> <p>○自覚症状しかない頸椎捻挫症、いわゆる「むちうち症」または腰痛等で他覚症状のないものは対象とならない</p> <p>○熱中症と考えられるような場合でも、医師の診断が脳疾患等の疾病のものは、対象とならない</p>